

自由民権運動の経済史的研究をめぐって

——地帯論・農民層分解論・運動主体論——

奥田晴樹

勉強会「近代国家形成期の地域をめぐる諸問題」の第二回は、大石嘉一郎『日本地方行政史序説——自由民権運動と地方自治制——』（御茶の水書房、一九六一年刊）第二章「自由民権期における経済発展と諸階級」をテキストにして行なわれた。筆者がレジュメに従って本章の内容を紹介し、若干の問題提起してから討論にはいった。第一回の伊東富昭氏は「読んでいない人にも内容がわかる」ような詳細かつ懇切丁寧なレジュメをつくられたが、筆者もそれを踏襲し、伊東氏ほどではないがかなり詳しいレジュメを作成して報告に臨んだ。幸いにして、参加者の多くは熟読されており、内容理解で齟齬を生ずることはなかった。

本章は、その大部分を第一節「経済状態とその発展構造」が占め、そこでの経済史的な分析をふまえて、第二節「社会諸階層とその対抗関係」で政治史との架橋が試みられている。そのねらいは、明治前期が如何なる経済発展段階にあり、そこにはブルジョアの発展をめぐるどのような諸対抗が生じ、そのうちのどの道を自由民権運動が代表していたかを明らかにしようというところにある。本章の論点を要約して摘記すれば、以下のとおりである。

①経済発展段階には地域的差異があり、全国的規模でも福島県域でも、先進・中間・後進の三地帯が設定できる。先進地帯は農民層のブルジョアの両極分解が地主・小作関係をともないつつ展開している。中間地帯は自立小農民経営を中核とした農村秩序が堅固に残っている。後進地帯は農奴主的地主が農村を支配していた。商業的農業や農村工業の展開度も当然、三地帯の発展段階規定に対応している。中間地帯こそは、明治前期—日本資本主義の本源の蓄積期において、はげしく農民層分解が進行し、それ故に自由民権運動の基盤となり、またその挫折を解く鍵を提供しているという。

②明治前期の農民的商品生産は、明治政府の輸出産業原料生産育成政策を背景として展開する。そこでの農業生産力発展は、労働手段の変革を含まないという点で、ブルジョアの発展を制限するという特徴をもつ。中間地帯における発展の担い手は、地主—商人資本への傾向をもあわせもつ豪農層である。また、この地帯の農民経営では自給生産と商品生産が並存している。これらは、いずれもブルジョアの発展を制約ないし挫折せしめる内的条件である。

③農民層分解論では、共同体規制の強固さから地主・小作関係の折出のみがなされると考える「半封建的分解」論も、ブルジョアの両極分解のみを追い求める立場も拒否し、独自の理論的見地を提示する。即ち、ブルジョアの両極分解は初期段階において地主・小作関係の折出をともなうが、日本の場合、開港・維新以前に、先進地帯でようやくこの初期段階に到達しており、中間地帯ではそれ以後分解が本格化した。両極分解は政府の財政的（租税）収奪のために順調な展開を妨害され、地主・小作関係が支配的となり、寄生地主制が形成される、という。

④農村工業は、福島県の場合、蚕糸業、とくに製糸業が中心であり、先進地帯でも家内工業とそれを支配する問屋直営のマニユファクチュアとが結合した問屋マニユファクチュアしか存在しない「小営業」段階にあり、本格的なマニユファクチュア段階には到達していなかった。それが明治前期に、機械制大工業とマニユファクチュアという異なる二つの発展段階へと同時に移行を開始し、政府と結びつき資本力で凌駕する商人資本が工業化の主導権を握る。製糸ブルジョア階級は当然、反民権派となる。

⑤全国の諸階級は、天皇・華族・上級官僚、政商資本、商人資本—寄生地主、農民（地主的富農—豪農、自作中農、小作貧農—半プロレタリア）、都市貧民—前期プロレタリアから構成される。前三者と豪農民層を先頭とする農民とが財政的収奪を基軸に、資本主義形成をめぐって政府主導の上からの道と、農民的な下からの道とが対抗している。豪農は、下からの道の担い手であるばかりでなく、

寄生地主Ⅱ商人資本への上昇転化の可能性をもち、また相対的対抗の担い手にとどまる場合もある。福島県の場合、相対的対抗↓下からの道↓相対的対抗という経過をたどった。

以上の諸論点には、幾つかの問題点がある。第一は、地帯設定の類型論的方法である。先進・中進・後進の三地帯が全国的規模のみならず、福島県にも設定可能という発想は類型論のそれであり、津田秀夫の批判を受けることになった。堀江英一以来、地帯設定を市場構造と関連させて行なう構造論的方法が、少なくとも近世史研究の方では主流となっているが、本書の立場は藤田五郎の類型論を継承している。その方法的古風さは注目に値する。階級構成や対抗関係の設定でも類型論的方法がとられていることにも注意を喚起しておきたい。(補注)

第二は、農民層分解論である。日雇を資本との関係抜きにプロレタリア的要素と評価してしまう点はどうであろうか。しかも、全国的対抗ではこれに何の役割も与えていないのである。また、両極分解の初期段階なる規定と、その階層範疇化としての豪農は、なるほど自由民権運動の生起と挫折を解く上ではまことに都合のよい理論的装置ではあるが、これでは維新変革の内的必然性はつかめないのではないか。中間地帯の分解は維新後に本格化するのだから、近世国家の内発的解体が維新前にすんだとは言えない。当然、外圧による解体という理論を引き入れざるを得なくなる。外圧が資本主義の世界史的運動として必然的なものであったとしても、本書が示すような分解の展開度で遭遇したのは偶然という他はない。結局、これでは、日本資本主義の後進的構造を歴史的に遡及させ、封建制の強固さを農業の停滞性の中に見出して、資本主義形成を外圧への上からの対応によって専ら解こうとした講座派主流の見地をより精密にしたにとどまるのではあるまいか。勿論、服部之総による工業部門の内発的契機の探究(「敵マニユ段階」論)、藤田五郎・堀口英一による農業部面でのその探究以来の研究史はふまえられているが、維新変革を内発的契機一本槍で説明する大江志乃夫への批判を

通して、本書の立場は講座派主流へと先祖がえりより精密なる形でしてしまった観がある。

第三は、基底構造分析と政治過程論の機械的結合である。農民層分解・ブルジョアの発展をめぐる二つの途と、明治政府と自由民権運動との政治的対抗関係を、あまりにもダイレクトに結びつけてはいまいか。中間地帯の相対的な経済的後進性が自由民権運動の生起という政治的先進性をもたらしたことを本書は認めているが、この事実がもつ方法論的意義をこそ問いつ直す必要がある。

討論では次のような疑問・感想・意見が出された。

①先進・中間・後進の三地帯は全国レベルでも福島県レベルでも設定できるといえるが、はたして福島県の先進地帯なるものと、全国レベルでいう畿内などの先進地帯を同一のカテゴリーでとらえられるのか。報告者は、その点が津田秀夫による本書批判の基底にあるとコメントした。

②各地帯を特徴づけるために用いられている史料が断片的で、理論構成のフレームにはいってきただけをひろったという観がある。

③明治国家のあり方をつかむ上で、本書の地帯論はどのような有効性をもつのだろうか。民権運動の挫折を説明するには都合のよい地帯論だが、明治国家がかかえ込んでいた矛盾はこの地帯論でとらえきれぬものなのか。

④日本資本主義の特質把握のために組み立てられた地帯論であり、福島県もそのための事例研究として取り上げられている以上のものではないと思う。こうした方法論では地域の実像は浮かび上がってこないだろう。

⑤幕末期の豪農と農民の対立的関係を考えると、本書での豪農の位置づけ方には納得がいかない。

⑥豪農Ⅱ地主的富農と寄生地主を範疇的に区別する必要があるのか。

⑦階層分析にあたって、概念と実態とが十分にかみあい、照応し

たものになっていないのではないか。報告者は、日雇をプロレタリア的要素と看做す本書の立場について、プロレタリア的存在は超歴史的であり、近代賃労働者にそれがつらなるものか否かは資本、それも如何なる資本に包摂されているかどうかで決まるはずだが、その点の検証を欠いており、それと関連するが階級的対抗関係の設定にあたって何の積極的役割もそれに与え得ていないとコメントした。

⑧ 本書の方法論はみごとなまでの基底体制還元論である。政治史の方法が欠落している。

⑨ 政治史分析、とくに近代のそれは、国家論や地方自治論を基軸として、独自の方法論が組み立てられるべきであり、経済史分析のあれこれの結果を性急に「照応」関係を設定すべきではない。

⑩ 経済史分析は、社会関係のあり方とその変化の動向を地域の実態に即してつかむことに主眼をおくべきで、そこから民衆の行動にどんなインパクトを与えているかを想定する材料を汲み取ることができよう。その場合、当然、「社会史」研究で扱うような諸エレメントが媒介項として考慮されておかねばなるまい。報告者は、経済史分析がより純粹な範疇を検出することを志向したのは、純粹な範疇こそは純粹な変革の主体たり得るといふ漠然とした理論的前提の上で立ってのことであったが、この発想は分析の手段と対象の構造をとりちがえたヘーゲル流の観念論であり、世界史の困難な現実に直面した際、自らの理論を投げ棄てるのか、それともスコラ化するほかはない、とコメントした。

今回もまた、実り豊かな勉強会であったが、この記録が私的覚書のレベルを出ないことは残念である。より詳しくお知りになりたい向きは、是非一度、勉強会にお出かけ願いたい。いまは、この雑な拙文で我慢を願うほかはない。

(一九八五年一月五日)

(補注) 津田秀夫の批判は同「幕末期における地域類型論について」『歴史学研究』第二七六号・一九六三年七月、また地域類型論の学史的検討は拙稿「地方史と歴史学をめぐって」『地方史研究』第二〇〇号・一九八六年四月参照(一九八八・一)。